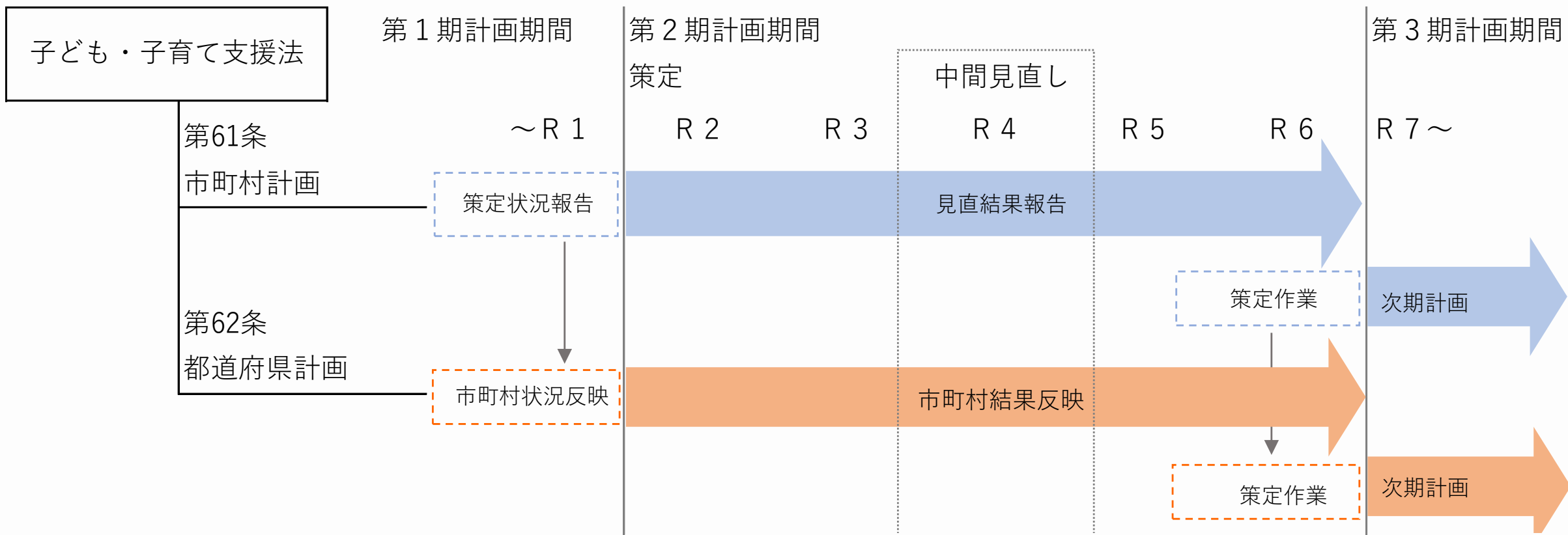


令和7年度以降の 計画策定について



1 はじめに

・子育て支援法により、都道府県・市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。



2 こども施策をとりまく直近の国等の動向

直近の国の動向

R 5.3.31	「こども・子育て施策の強化について（試案）」公表
R 5.4.1	「こども基本法」施行
	「こども家庭庁」発足
R 5.6.13	「こども未来戦略方針」公表
R5年度中	「こども大綱」策定予定

「こども・子育て施策の強化について（試案）」

- ・ R5.1以降、岸田総理の指示により、関係府省により構成される「こども政策の強化に関する関係府省会議」を計6回開催。
- ・ 上記を踏まえ、今後3年間で加速化して取り組む政策と将来像を取りまとめたもの。

《3つの基本理念》

- 1.若い世代の所得を増やす
- 2.社会全体の構造・意識を変える
- 3.全ての子育て世帯を切れ目なく支援する

《今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て施策》

- 1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- 2.全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
- 3.共働き・共育ての推進
- 4.こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

2 こども施策をとりまく直近の国等の動向

直近の国の動向

R 5.3.31	「こども・子育て施策の強化について（試案）」公表
R 5.4.1	「こども基本法」施行
	「こども家庭庁」発足
R 5.6.13	「こども未来戦略方針」公表
R5年度中	「こども大綱」策定予定

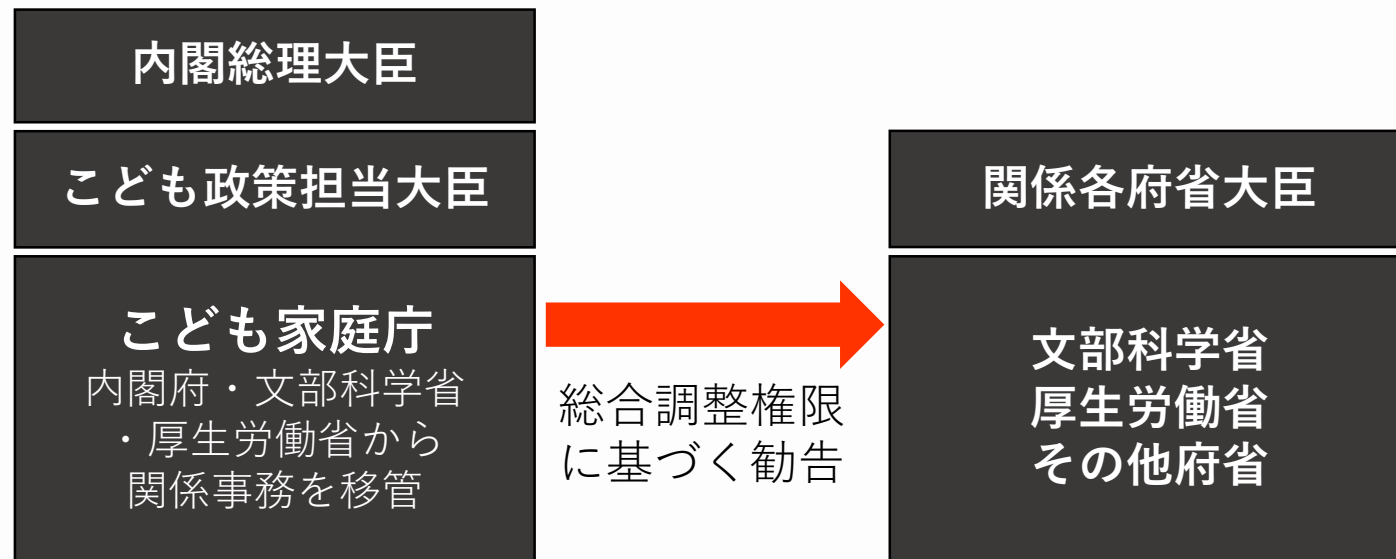
《「こども基本法」記載項目（要約）》

第9条 政府は「こども大綱」を定めなければならない。

第10条 都道府県・市町村は「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を策定するよう努める。

第11条 政府、都道府県、市町村は、こども施策の実施・評価にこどもの意見を反映させる措置を講ずるものとする。

《こども家庭庁（組織体系イメージ）》



2 こども施策をとりまく直近の国等の動向

直近の国の動向

R 5.3.31	「こども・子育て施策の強化について（試案）」公表
R 5.4.1	「こども基本法」施行
	「こども家庭庁」発足
R 5.6.13	「こども未来戦略方針」公表
R5年度中	「こども大綱」策定予定

「こども未来戦略方針」

- ・若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化トレンドを反転させることができなければ人口減少を止めることは困難
- ・2030年代に入るまでがラストチャンス

《3つの基本理念》

若い世代の
所得を増やす

全ての子育て世帯を
切れ目なく支援する

社会全体の構造
・意識を変える

《加速化して取り組む4つの施策》

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

児童手当の拡充、出産等経済的負担の軽減、高等教育の負担軽減、年収の壁への対応、住宅支援の強化等

2. 全てのこども、子育て世帯を対象とする支援の拡充

伴奏型支援と産前・産後ケアの拡充、幼児教育・保育の質の向上、全家庭を対象とした保育の拡充、多様なニーズへの対応等

3. 共働き・共育ての推進

男性育休の促進、柔軟な働き方、多様な働き方と子育ての両立支援等

4. こども・子育てにやさし社会づくりのための意識改革

気運醸造のためのインフラ整備、こどもまんなか宣言等

2 こども施策をとりまく直近の国等の動向

直近の国の動向

R 5.3.31	「こども・子育て施策の強化について（試案）」公表
R 5.4.1	「こども基本法」施行
	「こども家庭庁」発足
R 5.6.13	「こども未来戦略方針」公表
R5年度中	「こども大綱」策定予定

「こども大綱」の概要

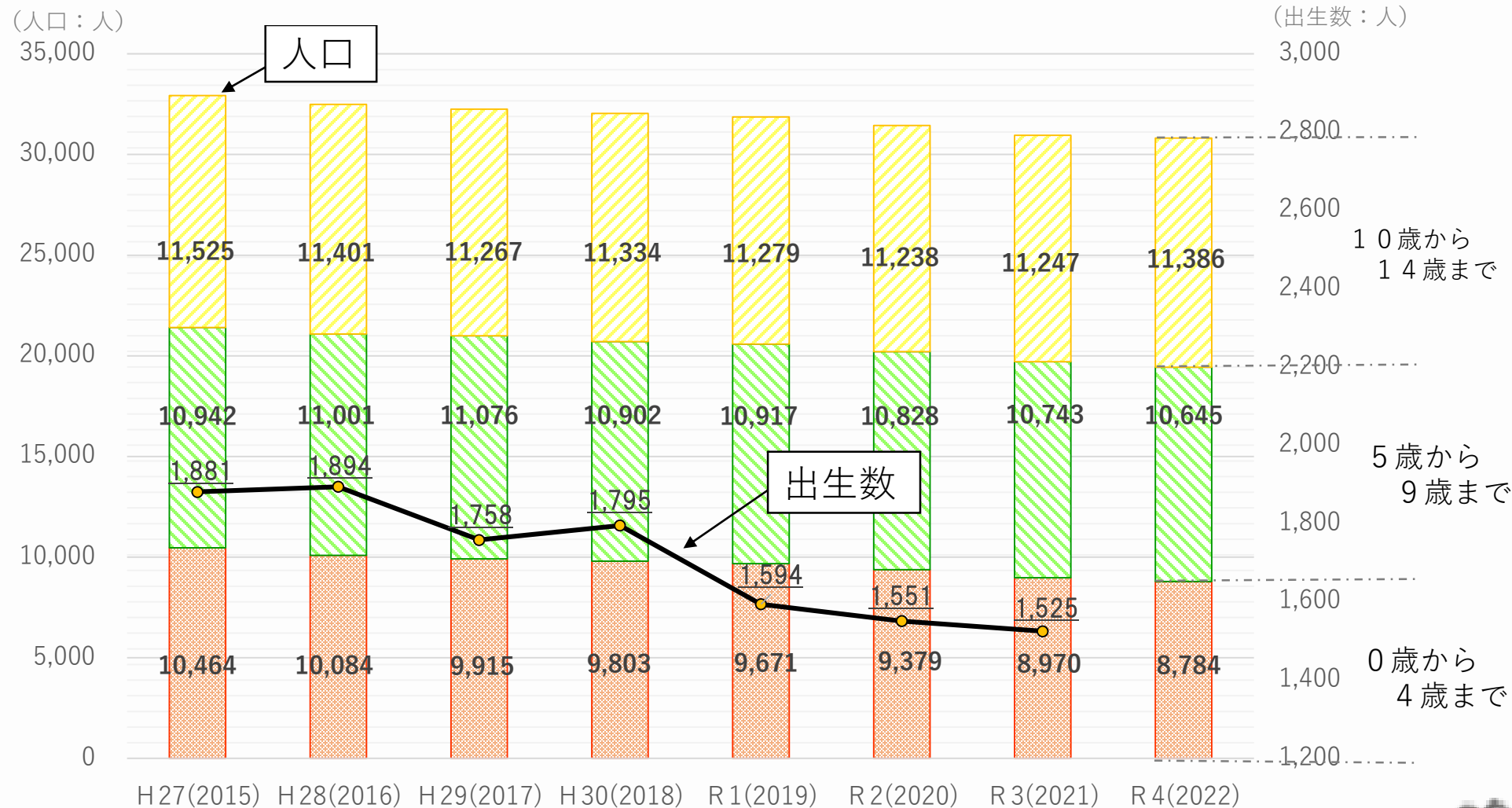
- (1) 基本的な方針
- (2) 重要事項
- (3) 「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を含む内容
- (4) 施策の推進体制 等

【策定時期】 年内策定予定

※「こども大綱」は内閣総理大臣を長として全閣僚を構成メンバーとする閣僚会議である「こども政策推進会議」が、「こども大綱」の案を作成することになりますが、現在、こども家庭庁内に設置された「こども家庭審議会」において、調査審議中です。

3 本市の現状と今後

[参考] 0歳～14歳 茅ヶ崎市の出生数及び人口推移(H27～R4)



・出生数及び0歳から14歳までの人口はともに減少傾向

※ 総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より引用

3 本市の現状と今後

令和5年4月1日施行のこども基本法第11条において地方公共団体における「こども計画」の策定が定められました。本市も「茅ヶ崎市総合計画」において、主要課題に対する求められる対応として、“子育てを取り巻く環境変化への対応と切れ目のない支援”と明記しており、近年急速に変化する“子育てを取り巻く環境変化への対応”を部局の垣根を越えて一体的に行うため、「こども計画」を策定し、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、こどもの健やかな成長並びに子育て支援等の政策目標の実現に向けて取り組む必要があると考えます。

なお、「こども計画」は、子ども・子育て支援法第61条の規定により策定している。茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、事務の効率化及び経費削減を図ります。

《 確認事項 》

1. こども基本法に基づく「こども計画」の策定

→ 令和7年度が計画初年度となる「（仮称）第3期こども子育て支援事業計画」と一体的に策定。

2. こども施策の実施・評価にこどもの意見を取り入れる措置を講じる手段

→ アンケート調査及びパブリックコメント、その他の手法によりこどもの意見を取り入れる。